

神戸市父子家庭児童福祉資金貸付要綱

平成3年6月26日

(目的)

第1条 この要綱は、父子家庭の児童に対し、修学、技能習得及び就職に必要な資金を貸し付け、就学及び就職を促進することにより、父子家庭の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「父子家庭」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる男子（以下「配偶者のない男子」という。）が、現に児童を扶養している世帯をいう。

2 前項の「これに準ずる男子」とは、次に掲げる男子とする。

(1) 離婚した男子であって現に婚姻をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでないもの

3 この要綱において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

4 この要綱において、学校とは学校教育法に規定する高等学校又は特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学をいう。

5 この要綱において「修業施設」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第3条第9号に規定する修業施設をいう。

(貸付けの対象)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、父子家庭の児童であって、児童及び児童を扶養する配偶者のない男子が神戸市内に住所を有するものとする。

2 資金の貸付けを受けることができる者は、他の制度による同種の貸付金その他これに類する金品（以下、同種の貸付金等という）を受け、又はその予約をしていないものとする。

(貸付金の種類等)

第4条 貸付金の種類は、修学資金、修業資金、就学支度資金及び就職支度資金とし、その内容、据置期間、償還期限及び貸付利子については別表第1、その貸付限度額については別表第2のとおりとする。

2 修学資金及び修業資金の貸付期間は、当該学校又は知識技能を習得させる施設の正規の最短修業期間とする。

(貸付けの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、法定代理人（父）の同意書、保証人の保証書その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 資金の貸付けについては、法定代理人（父）が、連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、貸付けの可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 修学資金及び修業資金は、各月に当月分を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、数月分を合わせてあらかじめ交付することができる。

(貸付金の特例)

第9条 修学資金又は修業資金の貸付期間中に、当該児童が20歳に達した後でも、配偶者のない男子に扶養されている場合は、その修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、引き続きその貸付けを行うことができる。

2 修学資金又は修業資金の貸付期間中に、貸付けを受けている者を扶養する配偶者のない男子が死亡したときは、その修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、引き続きその貸付けを行うことができる。

(償還の方法)

第10条 資金の償還は、月賦償還、半年賦償還又は年賦償還の方法によるものとする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

(償還の猶予)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資金の償還を猶予することができる。

(1) 災害、疾病等やむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき。

(2) 修学資金又は就学支度資金に係る償還金の支払期日において、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学若しくは大学において修学し、又は修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(修学資金の交付の停止)

第12条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、又は停学したときは、その休学又は停学をはじめた日の属する月の翌月から復学の日の属する月の前月までの間につき、資金の交付をやめるものとする。

(貸付けの停止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、修学資金又は修業資金の貸付けを将来に向かってやめるものとする。

(1) 貸付けを受けている者が死亡したとき。

(2) 貸付けを受けている者が修学又は知識技能の習得をやめたとき。

(3) 貸付けを受けている者を扶養する配偶者のない男子が、配偶者のない男子でなくなり、又は貸付けを受けている者を扶養しなくなったとき。

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第16条に規定する父子家庭児童福祉資金運営委員会の意見を聞き、将来に向かって当該資金の貸付けをやめることができる。

(1) 資金を目的以外に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(3) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(貸付けが停止された場合の据置期間)

第15条 前2条の規定により修学資金又は修業資金の貸付けがやめられた場合には、既に貸し付けられた貸付金についての据置期間は、その貸付けがやめられた後6箇月を経過するまでとする。

(一時償還)

第16条 市長は、貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付けを受けた者に対し、資金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

- (1) 第14条第1号又は第2号のいずれかに該当するとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。

(運営委員会)

第17条 市長は、父子家庭児童福祉資金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 運営委員会は、資金の貸付けの停止等について市長に意見を述べるものとする。
- 3 運営委員会の組織及び運営については、別に定めるものとする。

(施行細目の委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年6月26日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 神戸市父子家庭児童修学資金貸付要綱（昭和49年5月16日助役決定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱により貸し付けられた資金は、この要綱により貸付けられた資金とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年7月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年9月22日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月12日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年8月10日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 5 月 9 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 19 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 6 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する
- 2 神戸市父子家庭児童福祉資金は、平成 26 年 9 月 30 日以降新規申請を受け付けないこととする。

別表第1 (第4条関係)

貸付金の種類	内 容	据置期間	償還期間	貸付利子
修学資金	高等学校，高等専門学校，専修学校，短期大学又は大学において修学するのに必要な資金。	修学終了後 6箇月間	20年以内（専修学校一般課程の場合は，5年以内）	無利子
修業資金	事業を開始し，又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金。	技能習得 終了後1年間	6年以内	無利子
就学支度資金	高等学校，高等専門学校，専修学校，短期大学若しくは大学への入学又は修業施設への入所に必要な被服，靴等の購入等に必要な資金。	修学終了後 又は技能習得終了後6箇月間	20年以内（専修学校一般課程又は修業施設の場合は5年以内）	無利子
就職支度資金	就職に際し必要な被服，靴等及び通勤用自動車の購入に必要な資金。	貸付の日から 1年間	6年以内	無利子

別表第2（第4条関係）

(1) 修学資金の貸付限度額

区分			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校の 高等課程	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 専修学校の 専門課程	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	51,000	51,000			
	私立	自宅通学	53,000	53,000			
		自宅外通学	60,000	60,000			
大 学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000	
専修学校の一般課程			30,000	30,000			

(2) 修業資金の貸付限度額

月額 65,000円 (自動車運転免許取得の場合は、総額 46万円)

(3) 就学支度資金の貸付限度額

区 分		自宅通学	自宅外通学
高等学校 高等専門学校 専修学校の高等課程	公 立	150,000円	160,000円
	私 立	410,000円	420,000円
専門学校的一般課程		75,000円	85,000円
大 学 短期大学 専修学校の専門課程	公 立	370,000円	380,000円
	私 立	580,000円	590,000円
修業施設	中学卒業生	75,000円	85,000円
	高校卒業生	90,000円	100,000円

(4) 就職支度資金の貸付限度額

100,000円

(通勤用自動車購入の場合 32万円)